

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の人材確保を支援するとともに、学卒者の市内流入及び定住を促進することにより、地域経済の持続的な発展と地域活性化を図るための奨励祝金及び転入支援金（以下「奨励祝金等」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者（支社、支店及び分工場等を含む。）であって、市内において1年以上継続して統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の「大分類E - 製造業」を営み、従業員を雇用しているものをいう。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有し、又は役員のうち2分の1以上を大企業の役員又は職員を兼ねている者が占めている者を除く。
- (2) 学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、高等専門学校、高等専修学校、専門学校、大学、大学院又はこれらに準ずるもの（以下「学校等」という。）を卒業してから3年以内の者をいう。
- (3) 正社員 雇用期間を定めずに、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として市内中小企業者と労働契約を結んだ者をいう。
- (4) 転入 他の市町村等から本市に移り住み、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に新たに記録されることをいう。ただし、雇用の日が属する月の3月前以降に賃貸借契約又は売買契約を交わし、第5条の規定に基づく申請の時までに当該物件へ移り住んだ場合に限る。

(対象者)

第3条 奨励祝金等の対象者は、市内中小企業者で正社員として雇用され、及び直接賃金を支払われている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 納期限の到来した市税を完納していること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 配置転換又は出向により雇用された者

イ 法人代表者

ウ 役員（事業所又は事務所と雇用契約ではなく、委託契約を結んでいる社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、監査役、監事、清算人その他これらに準ずる法人の経営に従事している者をいう。）

エ 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号までの規定に該当する者

(3) 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づく永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）その他の法令に基づく特別永住者の在留資格を有すること。

（奨励祝金等の額）

第4条 奨励祝金等の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新規申請者（市内中小企業者に正社員として初めて雇用された学卒者であった者で、当該雇用の日から起算して6月以上継続して雇用されている者をいう。以下同じ。） 5万円（市内中小企業者への就職を機に転入した者にあつては、転入支援金として12万円を加算した額）

(2) 2か年継続申請者（新規申請者として奨励祝金等を受給した者（受給する資格を有していた者を含む。）であつて、当該受給時と同一の市内中小企業者に引き続き雇用されており、かつ、雇用の日から24月が経過した者及びこれに準ずると市長が認める者をいう。以下同じ。） 5万円

(3) 3か年継続申請者（2か年継続申請者として奨励祝金を受給した者（受給する資格を有していた者を含む。）であつて、当該受給時と同一の市内中小企業者に引き続き雇用されており、かつ、雇用の日から36月が経過した者及びこれに準ずると市長が認める者をいう。以下同じ。） 20万円

（申請等）

第5条 奨励祝金等の支給を受けようとする者は、綾瀬市ものづくり人材就職定住奨

励祝金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、2か年継続申請者及び3か年継続申請者にあつては、第1号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

- (1) 学校等が発行した最終学歴の卒業証明書又は卒業証書等の写し
- (2) 雇用保険被保険者証の写し
- (3) 雇用契約書の写し
- (4) 綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付請求書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、それぞれ次に掲げる期限までに行うものとする。ただし、期限までに申請をすることができないことについて、市長が申請者の責めに帰さない正当な理由があると認める場合は、別に期限を定めることができる。

- (1) 新規申請者にあつては、雇用の日から6月が経過した日から1年が経過する日の前日まで
- (2) 2か年継続申請者にあつては、雇用の日から24月が経過する日の属する月の初日から末日まで
- (3) 3か年継続申請者にあつては、雇用の日から36月が経過する日の属する月の初日から末日まで

3 第1項の場合において、2か年継続申請者及び3か年継続申請者にあつては、直近の奨励祝金等の受給時から申請時までの間に次の各号のいずれかに該当する場合は、綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付申請内容変更届出書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名の変更があつたとき。
- (2) 配置換え等により勤務先の住所等の変更があつたとき。
- (3) 勤務先の名称の変更があつたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定したときは、綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（奨励祝金等の交付）

第7条 前条の規定により奨励祝金等の交付を決定したときは、決定を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき受給者が指定する口座に奨励祝金等を振り込むものとする。

（状況調査等）

第8条 市長は、必要と認めるときは、受給者及びその雇用主等に対し報告を求め、又は受給者の居住、就労及び納税の状況等について調査をすることができる。

（奨励祝金等の取消し等）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した奨励祝金等がある場合は、その全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

(1) 第3条の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) その他市長が奨励祝金等を交付することが適当でないと認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に市内中小企業者に雇用された者について適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、交付決定に当たり、市長が次の事項を確認することについて同意します。

1. 市税等の納付状況
2. 中小企業者への就労の事実や中小企業者の事業実態
3. 綾瀬市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

申請者記載欄	
1 最終学歴	学校等名称
	学校等区分 (該当に を記入)
	卒業年月日
2 就労状況	就職先名称
	勤務先住所
3 就職に伴う市外からの転入	あり なし 前住所： 転入日： 年 月 日
	4 申請額

雇用主又は責任者記載欄	
年 月 日	
<p>_____について、_____年 月 日から継続して正社員として雇用し、適正に就労していることを証する。</p> <p>雇用者（事業所等で使用又は雇用され、賃金を支払われる者）の氏名を記載</p>	
証明者	所在地 名称 代表者 連絡先 担当者

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付請求書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付要綱第5条の規定により、次のとおり綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等の交付を請求します。

交付請求額					円
振込口座	フリガナ				
	口座名義人				
	金融機関コード				
	金融機関名		支店名		
	預金種目		口座番号		

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付申請内容変更届出書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

綾瀬市ものづくり人材就職定住奨励祝金等交付要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 区 分	申請者の住所 勤務先の名称	申請者の氏名 その他 ()	勤務先の住所
変 更 内 容	変更前： 変更後：		
変 更 年 月 日	年 月 日		
添 付 書 類	変更内容を証する書類		

